

令和8年度 第23回定期総会

豊かな自然とあふれる希望 未来にはばたく 故郷 きたひの



6月～3月 岩内山登山道整備事業



3月1日 春風コンサート



3月1日 味真野地区との交流事業



10月25日26日 きたひのまつり



北日野地区自治振興会
(ふれあい北日野)



わたしたちの誓い

— 越前市民憲章 —

(前文)

わたしたちは、恵まれた自然と輝かしい伝統に育まれた越前市民です。

この郷土を愛し、心と力をあわせ、なおいっそうの発展をめざすため、 次のことを誓います。

(本文)

- 一、 わたしたちは、日野の峰のように、高い理想をいただき豊かな未来を
きずきます。
- 一、 わたしたちは、日野の流れのように、うるおいと安らぎのある環境をつくれます。
- 一、 わたしたちは、桜の木のように、力強くすこやかに成長します。
- 一、 わたしたちは、菊の花のように、やさしさと思いやりをもって
助け合います。
- 一、 わたしたちは、国府の文化と匠の技を生かし、学びの輪をひろげ
世界に羽ばたきます。

1, 議 事

第1号議案

- (1) 令和7年度事業報告について P1~4
- (2) 令和7年度決算報告及び、監査報告について P5~7

第2号議案

- 令和8年度 役員選出(案)について P8

第3号議案

- (1) 令和8年度事業計画(案)について P9~12
- (2) 令和8年度収支予算(案)について P13~14

<資料>

- 北日野地区自治振興会会則 P15~19

- 北日野地区自治振興会組織表 P20

第1号議案

令和7年度 事業報告書

期日	曜日	内容	担当部	参加者
4月25日	金	岩内山見学ガイド会	事務局	60
4月26日	土	第22回定期総会	事務局	101
4月27日	日	健康ウォーク	保健体育部	33
5月7日	水	ホームページ打合せ	事務局	6
5月7日	水	第1回役員会	事務局	6
5月8日	木	青少年育成部部会	青少年育成部	13
5月9日	金	自治連合会理事会	事務局	2
5月13日	火	安全防災部部会	安全防災部	14
5月14日	水	第1回理事会	事務局	16
5月14日	水	ささえあい推進委員会	ささえあい推進委員	4
5月16日	金	総務部部会・ふるさと文化部部会	ふるさと文化部・総務部	16
5月17日	土	自治連合会総会	事務局	5
5月21日	水	生活環境部部会	生活環境部	8
5月24日	土	岩内山登山道整備	事務局	3
5月25日	日	どんぐり山登山道整備（雨天中止）	生活環境部	0
6月1日	日	地区体育祭（雨天中止）	保健体育部	30
6月3日	火	第2回役員会	事務局	6
6月4日	水	ホームページ打合せ	事務局	6
6月5日	木	公民館工事説明会・公民館運営協議会	公民館	34
6月8日	日	自警消防隊地区操法大会	安全防災部	90
6月15日	日	公民館館外研修	公民館	37
6月17日	火	第1回きたひのまつり実行委員会	事務局	21
6月18日	水	第1回つどい代表者会議	事務局	15
6月18日	水	第1回囲碁ボール大会	事務局・いきいきシニア	100
6月18日	水	第1回地域福祉ネットワーク会議	社会福祉部	39
6月22日	日	日野川河川一斉清掃	生活環境部	99
6月25日	水	第2回きたひのまつり実行委員会・第2回理事会	事務局	38
7月3日	木	第2回企画委員会	事務局	38
7月6日	日	岩内山登山道整備	事務局	5
7月8日	火	ふるさと文化部総務部合同部会	ふるさと文化部・総務部	17
7月9日	水	ホームページ打合せ	事務局	6
7月9日	水	生活環境部会	生活環境部	10
7月9日	水	合宿通学打合せ会	青少年育成部	14
7月15日	火	第3回ふるさとまつり実行委員会	事務局	20
7月24日	木	岩内山登山道整備	事務局	3

期日	曜日	内容	担当部	参加者
7月26日	土	公民館引越し作業	公民館	10
7月27日	日	岩内山登山道整備	事務局	3
8月2日	土	岩内山登山道整備	事務局	20
8月3日	日	日野山村国山登山道整備	環境整備部	64
8月6日	水	青少年育成部部会	青少年育成部	16
8月7日	木	ふるさと文化部総務部合同部会	ふるさと文化部・総務部	11
8月14日	木	サマーフェスティバルふるさと踊り参加	事務局	23
8月17日	日	自警消防隊越前市操法大会	安全防災部	8
8月19日	火	第4回きたひのまつり実行委員会	事務局	17
8月19日	火	ホームページ打合せ	事務局	6
8月20日	水	合宿通学打合せ会	青少年育成部	15
8月26日	火	安全防災部部会	安全防災部	14
8月27日	水	自主防災組織リーダー育成研修会	事務局	13
8月28日	木	岩内山登山道整備	事務局	4
8月29日	金	第3回役員会	事務局	6
9月3日	水	第4回役員会	事務局	6
9月8日	月	支え合い推進員研修会	ささえあい推進委員	3
9月9日	火	ふるさと文化部総務部合同部会	ふるさと文化部・総務部	19
9月12日	金	第5回きたひのまつり実行委員会・第3回理事会	事務局	34
9月16日	火	防災合宿打合せ会	青少年育成部	11
9月17日	水	ホームページ打合せ	事務局	6
9月17日	水	第3回企画委員会	事務局	41
9月24日	水	青少年育成部会	青少年育成部	15
9月28日	日	ソフトボール・マレットボール大会	保健体育部	110
10月4日	土	防災合宿	青少年育成部	46
10月5日	日	防災合宿	青少年育成部	31
10月10日	木	ふるさと文化部総務部合同部会	ふるさと文化部・総務部	17
10月10日	木	安全運転講習会	交通安全協会	90
10月12日	日	日野登山	保健体育部	30
10月15日	水	第6回きたひのまつり実行委員会	事務局	20
10月15日	水	第1回食事サービス友愛訪問	社会福祉部	8
10月25日	土	きたひのまつり	ふるさと文化部・総務部	588
10月26日	日	きたひのまつり	ふるさと文化部・総務部	548
10月31日	金	第5回役員会	事務局	6
11月2日	日	体育館（ミニ/小学校）大掃除	公民館	27
11月5日	水	第4回理事会	事務局	13
11月6日	木	岩内山登山道整備	事務局	4

期日	曜日	内容	担当部	参加者
11月7日	金	岩内山登山道整備	事務局	3
11月8日	土	岩内山登山道整備	事務局	2
11月9日	日	ニュースポーツ大会	保健体育部	52
11月11日	火	岩内山登山道整備	事務局	2
11月12日	水	ホームページ打合せ	事務局	6
11月12日	水	第4回企画委員会	事務局	33
11月13日	木	岩内山登山道整備	事務局	6
11月16日	日	地区本部防災訓練	安全防災部	32
11月19日	水	岩内山登山道整備	事務局	1
11月19日	水	公民館運営協議会	公民館	12
11月19日	水	第2回食事サービス友愛訪問	社会福祉部	9
11月20日	木	岩内山登山道整備	事務局	4
12月3日	水	地区間交流事業打合せ会	事務局	6
12月12日	金	ホームページ打合せ	事務局	6
12月16日	火	第6回役員会	事務局	6
12月17日	水	第3回食事サービス友愛訪問	社会福祉部	9
12月17日	水	青少年育成部会	青少年育成部	16
12月23日	火	自治連合会理事会	事務局	2
12月26日	金	地区間交流事業説明会	事務局	1
12月27日	土	支え合い推進委員会	ささえあい推進委員	3
12月28日	日	自警消防隊年末警戒激励	安全防災部	75
1月11日	日	二十歳のサロン	青少年育成部	60
1月14日	水	ホームページ打合せ	事務局	6
1月21日	水	第7回役員会	事務局	6
1月21日	水	第4回食事サービス友愛訪問	社会福祉部	9
1月22日	木	ふるさと文化部総務部合同部会	ふるさと文化部・総務部	11
1月27日	火	第1回区長会・区長会総会	区長会	24
1月28日	水	第5回理事会	事務局	13
1月29日	木	自治連合会理事研修会	事務局	2
1月31日	土	公民館引越し作業	公民館	10
2月13日	金	第2回区長会	区長会	23
2月15日	日	地区ボウリング大会	保健体育部	51
2月18日	水	ホームページ打合せ	事務局	5
2月18日	水	第5回企画委員会・地区間交流事業	事務局	45
2月18日	水	第5回食事サービス友愛訪問	社会福祉部	9
2月21日	土	岩内山登山道整備	事務局	6
2月22日	日	認知症講習会	ささえあい推進委員	55

期日	曜日	内容	担当部	参加者
2月23日	月	岩内山登山道整備	事務局	1
2月25日	水	地区間交流事業（味真野自治振興会理事会）	事務局	30
2月26日	木	岩内山登山道整備	事務局	1
3月1日	日	第43回きたひのづくり大集会	ふるさと文化部・総務部	51
3月1日	日	ふれあい健康祭り	保健体育部	60
3月1日	日	第29回春風コンサート・地区間交流事業	ふるさと文化部・総務部	60
3月1日	日	岩内山登山道整備	事務局	1
3月4日	水	岩内山登山道整備	事務局	2
3月6日	金	越前市自治連合会理事会	事務局	1
3月7日	土	特別事業報告会	事務局	2
3月8日	日	岩内山登山道整備	事務局	2
3月9日	月	岩内山登山道整備	事務局	4
3月11日	水	地区間交流事業（味真野地区宮谷町サロン）	事務局	20
3月12日	木	第2回つどい代表者会議	ささえあい推進委員	15
3月12日	木	囲碁ボール大会	事務局・いきいきシニア	106
3月12日	木	第2回地域福祉ネットワーク会議	ささえあい推進委員	42
3月14日	土	岩内山登山道整備	事務局	11
3月15日	日	第41回雪どけクリーン大作戦	事務局	900
3月15日	日	地区間交流事業（味真野まんよう菊花園）	事務局	30
3月17日	火	越前市下水道事業協議会	事務局	1
3月18日	水	ホームページ打合せ	事務局	5
3月25日	水	第6回食事サービス友愛訪問	社会福祉部	9
3月27日	金	岩内山登山道整備	事務局	8
3月31日	火	岩内山登山道整備事業検査	事務局	2
4月1日	水	第8回役員会	事務局	6
4月4日	土	令和8年度公民館自主講座開講式	公民館	27
4月7日	火	第9回役員会	事務局	5
4月8日	水	第6回理事会	事務局	13
4月9日	木	自治振興会会計監査	事務局	4
4月11日	土	北日野いきいきシニアクラブ総会	いきいきシニアクラブ	45
4月12日	日	北日野地区体育協会総会	体協	50
4月15日	水	第6回企画委員会	事務局	45
4月23日	木	第7回理事会	事務局	14

<決算概要>

【収入の部】当初1209万円 ⇒ 補正1222万円 = 決算1447万円 (+225万円)
 ・基礎事業の狭隘道路除排雪事業助成金が除雪回数(予算1回分⇒7~9回)となり+223万円、その他は計画どおり
 【支出の部】当初1209万円 ⇒ 補正1222万円 = 決算1400万円 (▲178万円)
 ・地域部の狭隘道路除排雪事業が+223万円、他の項目はほぼ計画通り支出
 【収支】当初+29(予備費)
 ・収入+225万円▲178万円となり、次年度への繰越金は47万円(R6年度収支は138万円)

収入の部

令和7年4月1日~令和8年3月31日

科目	A	B	B-A	C	C-B	(単位:円)
科目	R7予算額	R7補正予算額	増減	決算額	増減	摘要
一般収入	9,245,662	9,135,662	-110,000	11,364,662	2,229,000	
前年度繰越金	1,378,762	1,378,762	0	1,378,762	0	令和6年度より
自治振興会会費	1,641,900	1,641,900	0	1,641,900	0	区長会より
地域自治振興事業交付金	6,225,000	6,115,000	-110,000	8,344,000	2,229,000	越前市より
基礎事業	2,312,000	2,312,000	0	4,641,000	2,229,000	
事務局費 一般分	1,500,000	1,500,000	0	1,500,000	0	
事務局費 特別分	250,000	250,000	0	250,000	0	
一般防犯灯電気料補助金	134,000	134,000	0	134,000	0	防犯灯LED電気代助成
狭隘道路除排雪事業助成金	270,000	270,000	0	2,499,000	2,229,000	延長0.30㎡回数-35円(100円未満切り捨て)
社会教育講座事業分	158,000	158,000	0	158,000	0	
協働事業	2,803,000	2,803,000	0	2,803,000	0	
特別事業	1,110,000	1,000,000	-110,000	1,000,000	0	
特別事業交付金	1,110,000	1,000,000	-110,000	1,000,000	0	岩内山登山道整備事業
その他の一般収入						
特定収入	2,848,500	3,081,099	232,599	3,102,453	21,354	
行政収入金	1,436,000	1,458,813	22,813	1,459,048	235	越前市より
河川環境づくり補助金(県)	152,000	184,000	32,000	184,235	235	1級河川堤防除草補助金
青少年育成助成金(県1/2市1/2)	60,000	60,000	0	60,000	0	
生活支援推進事業補助金	720,000	720,000	0	720,000	0	介護予防、生活支援活動等
日常生活支援	360,000	360,000	0	360,000	0	サポート北日野事業等
合宿通学事業委託料	100,000	88,813	-11,187	88,813	0	
きたひの通信印刷補助	44,000	46,000	2,000	46,000	0	きたひの通信印刷補助
団体収入金	1,412,500	1,622,286	209,786	1,643,405	21,119	
町内整備	540,000	386,370	-153,630	386,370	0	該当町内より(3割負担)
福祉ネットワーク事業	72,000	72,000	0	72,000	0	社協町内福祉員支援(R7年で終了)
地域福祉活動協力金	440,000	437,000	-3,000	437,000	0	各町内より町内福祉協力金
ふるさと北日野文化祭事業	100,000	276,310	176,310	276,310	0	きたひのまつりバザー収益
コピー代(町内広報紙含む)	150,000	110,000	-40,000	119,703	9,703	
参加者収入金	30,000	20,120	-9,880	28,360	3,240	合宿通学・社会教育講座参加費
囲碁ボールセット貸料	80,000	80,000	0	80,000	0	囲碁ボール借料(R9~R11は4万円)
雑収入	0	238,800	238,800	239,800	1,000	ふるさと踊り参加奨励金・県交流事業防犯インフラ・地区間交流事業
預貯金利息	500	1,686	1,186	3,862	2,176	
借入金	0	0	0	0	0	借入金
【収入合計】	12,094,162	12,216,761	122,599	14,467,115	2,260,354	

支出の部

科 目	A	B	B-A	C	C-B	(単位：円)
	R7予算額	R7補正予算額	増減	決算額	増減	
事務局	2,945,000	3,150,000	205,000	3,037,356	△ 112,644	
事務基本事業	1,695,000	1,835,000	140,000	1,786,451	△ 48,549	
事務局運営管理事業	750,000	890,000	140,000	890,571	571	事務局運営費
市自治連合会事務事業	285,000	285,000	0	285,880	880	市連合会会費負担金
設備・備品整備事業	50,000	50,000	0	0	△ 50,000	
役員等実費弁償事業	610,000	610,000	0	610,000	0	役員・部長
ふるさときたひの広報事業	750,000	750,000	0	729,341	△ 20,659	広報きたひのつうしん(カラーコピー増)
社会教育推進事業	500,000	665,000	65,000	521,564	△ 43,436	公民館講座講師謝礼・バス借上等
地域部	2,008,000	1,795,000	-213,000	4,102,146	2,307,146	
町内団体加入促進支援事業	50,000	50,000	0	56,000	6,000	町内各団体 増員1000円/人等
地区・町内整備事業	1,500,000	1,295,000	-205,000	1,292,080	△ 2,920	赤道・青道整備、農園・花壇整備、 獣害対策等
獣害対策支援事業	30,000	22,000	-8,000	96,699	74,699	獣害追払い
雪どけクリーン大作戦事業	24,000	24,000	0	20,017	△ 3,983	土嚢袋・透明袋・ラベルシート他
自治基本事業	404,000	404,000	0	2,637,350	2,233,350	
狹隘道路除排雪事業	270,000	270,000	0	2,503,550	2,233,550	延長9130m+回数+35円(100円未満切り捨て)
防犯灯電気料補助金等	134,000	134,000	0	133,800	△ 200	防犯灯LED電気料助成
総務部	530,000	560,000	30,000	628,977	68,977	
デジタル広報・公聴活動	450,000	480,000	30,000	546,381	66,381	HP、SNS、LINEでの広報推進、 HPの管理
ふるさと北日野大集會	30,000	30,000	0	32,743	2,743	
春風コンサート	50,000	50,000	0	49,853	△ 147	
社会福祉部	1,592,000	1,642,000	50,000	1,479,316	△ 162,684	
サポート北日野事業	900,000	900,000	0	765,220	△ 134,780	サポート北日野、地区ささえあい推進、 町内福祉推進員活動助成、地域福祉ネット ワーク推進、日常生活支援、囲碁ボ ール
つどいサロン開催支援事業	112,000	112,000	0	105,000	△ 7,000	つどい15町内
見守り・友愛訪問事業	250,000	260,000	10,000	245,481	△ 4,519	配食サービス
熱中症対策	80,000	80,000	0	80,000	0	E73設置助成
社会問題の講演研修	20,000	10,000	-10,000	7,088	△ 2,912	児童メッセージ
敬老事業	200,000	270,000	70,000	270,420	420	湯楽里入浴券
食育・伝承料理継承事業	30,000	10,000	-20,000	6,107	△ 3,893	伝承料理教室
青少年育成部	300,000	250,000	-50,000	241,541	△ 8,459	
合宿通学事業	200,000	120,000	-80,000	116,434	△ 3,566	小学4年生一泊研修
すこやか日野っ子応援事業	40,000	40,000	0	36,965	△ 3,035	見守り、どんぐり山整備等
二十歳のサロン事業	60,000	90,000	30,000	88,142	△ 1,858	二十歳のサロン地区成人式
保健体育部	700,000	740,000	40,000	733,597	△ 6,403	
地区体育祭・元気で笑顔	600,000	600,000	0	600,941	△ 59	地区体育祭
北日野健康21推進	100,000	140,000	40,000	133,656	△ 6,344	三倉原運動のないうち表彰・運動普及 推進・4/29健康ウォーク 日野登山
生活環境部	2,110,000	1,980,000	-130,000	1,983,308	3,308	
岩内山登山道整備事業	1,500,000	1,350,000	-150,000	1,357,978	7,978	特別事業(岩内山登山道整備)
花のまちづくり事業	80,000	80,000	0	72,510	△ 7,490	地区花壇植栽、町内花壇支援
日野川等堤防清掃事業	280,000	290,000	10,000	289,558	△ 442	日野川・浅水川 草刈り清掃
越前富士登山道整備事業	250,000	260,000	10,000	263,262	3,262	日野山・村国山登山道等の整備
安全防災部	540,000	560,000	20,000	543,041	△ 16,959	
地域防犯・自主防災事業	120,000	120,000	0	111,177	△ 8,823	自警消防隊秋季操法大会・年末警戒
地区交通安全事業	370,000	400,000	30,000	394,370	△ 5,630	110番の家・交通安全看板・交通安全用品
総合防災訓練事業	50,000	40,000	-10,000	37,494	△ 2,506	地区防災訓練
ふるさと文化部	1,080,000	1,250,000	170,000	1,252,190	2,190	
ふるさと北日野文化祭事業	800,000	950,000	150,000	949,030	△ 970	きたひのまつり
各町内史跡名勝看板設置	30,000	50,000	20,000	54,560	4,560	史跡名勝看板ORシール張り
北日野絵馬めぐり冊子	250,000	250,000	0	248,600	△ 1,400	北日野絵馬めぐり冊子
その他の支出			0		0	
予備費	289,162	289,761	599	0	△ 289,761	
〔支出合計〕	12,094,162	12,216,761	122,599	14,001,472	1,784,711	
当期収支差額	0	0	0	465,643	465,643	

1. 地区の現状

越前富士日野山、村国山、日野川に囲まれた農村地帯で自然豊かな地である。

地区の真ん中を国道8号線、高速道路、北陸新幹線が南北に走っている。

令和6年3月には北陸新幹線越前たけふが開業した。17町、大型商業施設やコンビニ、新興住宅地、市営県営住宅があり、子ども園から大学までがある。総じて交通や生活の利便性に恵まれている。株式会社福井村田製作所 セラミックコンデンサ研究開発センター（越前市大屋町）が令和8年3月30日（月）に開業しました。

また越前市では共立メンテナンスと共同で「越前たけふ未来創造基地」と銘打ち、コワーキングスペースや伝統工芸PRセンターといった公的機能を持つ施設の建設や商業施設の誘致などを目指しています。それらの施設は令和9年の開業を予定しているとのことですが、建設費の高騰や世界情勢などいろいろな要素から難しいのではと恐れられます。

2. 地区の課題（継続）

- (1) 近所のおすそ分け文化や人情味の感じられる地区で、暮らしも比較的安定し、この地の暮らしにおおむね満足している方が多いようにみうけられる。若い世代の新築住宅の増加で年齢構成は比較的バランスが取れているが、既存の町内では高齢化と少子化は顕著である。
- (2) 他の地区同様、高齢者の一人暮らし、認知症、要介護さらに未婚晩婚化、一人親家庭などがみられる。
- (3) また、交代制勤務、年金支給年齢の引き上げ、定年延長などから町内会や自治振興会の役員などの担い手の確保に苦慮している。

3. 第8次計画1年目の総括

- (1) 令和6年度に続き、令和7年10月に「きたひのまつり」を実施し、内容的にも来場者面でも1年目を上回る成果をあげることが出来ました。
- (2) 令和7年度に計画していた「きたひの絵馬めぐりの冊子」「史跡名勝看板へのQRシール貼り」「こども110番の家の看板作成（設置は令和8年度）」は完了した。
- (3) 計画に無かった「味真野地区と北日野地区間の交流事業」を実施し、北日野地区からは紙芝居を披露し、味真野地区からは越前漫才を披露するなど交流を行った。
- (4) きたひのづくり大集会では「今後の体育祭について」をテーマに意見交換し、集まった意見は北日野地区体育協会へ情報共有することが出来ました。

4. 地区の将来像とキャッチフレーズ（継続）

発足からの「豊かな自然と、あふれる希望、未来にはばたく、故郷きたひの」のもとキャッチフレーズはこれまで同様『ふれあいあふれる、たのしいまち北日野』とする。

5. 特別事業（1年目総括と2年目計画）

岩内山の登山道を令和7年から9年の3年間をかけて整備する予定で計画し、1年目は登山口から展望台の尾根までを整備しました。

令和8年度は当初計画を変更し、展望台（下）から展望台（上）までの登山道と展望台（上）から三宮神社までの登山道を整備する予定です。

北日野地区地域自治振興計画体系表（R7年度～R9年度）

地区のキャッチフレーズ

『ふれあいあふれる たのしいまち北日野』

地区の将来像		実現のための事業	担当部門	
挨拶や学び合い、助け合いができる地域 多文化共生・男女共同参画社会の推進		事務基本事業	事務局	
		ふるさときたひの広報事業		
		社会教育推進事業（たまり場学習、インターネット研修）		
歴史と文化に育まれた 人情味豊かな北日野	人情味豊かなふるさととの継承	他部事業支援、デジタル広報・公聴活動【継続】	総務部	
		きたひのつくり大集会事業【継続】		
	ふるさと北日野を思う心を育む子供 の体験活動	合宿通学事業【継続】	青少年育 成部	
		健やか日野っ子応援事業（北子連・地域組織含む）【継続】		
		二十歳のサロン事業【継続】		
	歴史と文化を生かした「きたひ の」づくり	どんぐり山【継続】と岩内山活用事業【継続】	ふるさと 文化部	
		きたひのまつり事業【継続】		
		ふるさと文化事業（給馬めぐりの冊子）【完了】		
	支え合いや助け合いの ある元気で長生き北日 野	ご近所とつながりがある暮らし	史跡・歴史看板づくり事業【完了】	地域部
			町内団体（女性・壮年・シニア）加入促進支援事業【継続】	
獣害対策支援事業（研修会の開催支援等）【継続】				
町内整備事業【継続】				
雪どけクリーン大作戦事業【継続】				
介護予防・少子化支え合いや助け 合い		自治基本事務事業（狭隘道路除雪）【継続】	社会福祉 部	
		サポート北日野事業【継続】		
		つどいサロン開催支援事業【継続】		
		町内福祉推進会議の支援【継続】		
		地域ささえあい推進事業【継続】		
元気で長生き北日野		熱中症対策【継続】と敬老事業【継続】	保健体育 部	
		食育・伝承料理推進事業【継続】		
		体育祭事業【継続】		
		高齢者大会（囲碁ボールなど大会の開催）【継続】		
安全で安心、うるおい のある北日野		緑とうるおいのある北日野	北日野健康まつり【継続】	生活環境 部
	健康づくり事業（健康ウォーク、日野山登山）【継続】			
	岩内山登山道整特別事業（R7完了、R8新規）【継続】			
	花のまちづくり事業【継続】			
	ふるさととの安全防災	日野川等堤防清掃事業【継続】	安全防災 部	
		日野山、村国山、岩内山の登山道の補修整備事業【継続】		
		地域防犯防災活動【継続】と子ども110番の家看板設置【継続】		
		地区交通安全事業【継続】		
「持続可能な地域 コミュニティの再 生」	組織体制の強化と運営負担の軽減	総合防災訓練事業【継続】	事務局	
		柔軟な事業計画（イベントの組合せ、セットでの実施）【継続】		
		役員経験者や地元の中・大との交流促進【継続】		

令和8年度 事業計画 (案)

第3号議案

令和8年

4月25日(土)	令和8年度第23回定期総会	(事務局・各部)
26日(日)	春季健康ウォーク大会	(保健体育部・体協)
5月14日(木)	市民と議会との語る会	(事務局・各部)
16日(土)	越前市自治連合会通常総会	(市連合会・事務局)
20日(水)	第1回企画委員会	(事務局・各部)
24日(日)	どんぐり山登山道等整備	(青少年育成部)
6月7日(日)	地区体育祭	(保健体育部・体協)
14日(日)	河川一斉清掃	(生活環境部)
	自警消防隊地区操法大会	(安全防災部・自警消防隊連合会)
18日(木)	第1回囲碁ボール大会	(事務局・社会福祉部・いきいきシニア)
21日(日)	公民館 館外研修	(公民館・事務局)
25日(木)	第1回つどい代表者会議	(事務局・社会福祉部)
	第1回地域福祉ネットワーク会議	(事務局・社会福祉部)
7月8日(水)	第2回企画委員会	(事務局・各部)
	夏休み巡回補導	(青少年育成部)
8月14日(金)	越前市サマーフェスティバル(踊りの部)	(事務局)
23日(日)	自警消防隊越前市操法大会	(安全防災部・自警消防隊連合会)
9月13日(日)	合宿通学1日目	(青少年育成部・公民館)
14日(月)	合宿通学2日目	(青少年育成部・公民館)
16日(水)	第3回企画委員会	(事務局・各部)
20日(日)	日野山・村国山登山道整備作業	(生活環境部)
27日(日)	ソフトボール大会・マレットゴルフ大会	(保健体育部・体協)
10月11日(日)	日野登山	(保健体育部・体協)
14日(水)	第1回食事サービス友愛訪問 (10月～3月6回)	(社会福祉部)
25日(日)	きたひのまつり	(きたひのまつりPT)
11月1日(日)	体育館(ミ二、小学校)大掃除	(公民館・事務局)
11日(水)	第4回企画委員会	(事務局・各部)
15日(日)	地区本部防災訓練	(安全防災部)
18日(水)	第2回食事サービス友愛訪問	(社会福祉部)
22日(日)	ニューススポーツ大会	(保健体育部・体協)
12月16日(水)	第3回食事サービス友愛訪問	(社会福祉部)
28日(月)	自警消防隊年末警戒激励	(安全防災部・自警消防隊連合会)

令和9年

1月10日(日)	二十歳のサロン	(青少年育成部)
20日(水)	第4回食事サービス友愛訪問	(社会福祉部)
2月3日(水)	第5回企画委員会	(事務局・各部)
17日(水)	第5回食事サービス友愛訪問	(社会福祉部)
21日(日)	地区ボウリング大会	(保健体育部・体協)
25日(木)	第2回つどい代表者会議	(事務局・社会福祉部)
	第2回地域福祉ネットワーク会議	(事務局・社会福祉部)
3月7日(日)	第44回きたひのづくり大集会	(総務部)
	ふれあい健康祭り	(社会福祉部・保健体育部)
	第30回春風コンサート	(総務部・公民館)
10日(水)	第2回囲碁ボール大会	(事務局・社会福祉部・いきいきシニア)

3月14日(日)	第42回雪どけクリーン大作戦	(地域部)
24日(水)	第6回食事サービス友愛訪問	(社会福祉部)
4月14日(水)	第6回企画委員会	(事務局・各部)
24日(土)	令和9年度 第24回定期総会	(事務局・各部)

その他の主な事業計画(案)

- * デジタル広報・広聴活動 (公民館・事務局)
HPの充実、ラインの活用と毎月1回のきたひのつうしん発行
- * すこやか日野っ子応援事業 (青少年育成部)
地区内の子供たちの健やかな成長を願っての総合子育て支援事業
- * どんぐり山ふれあい事業 (青少年育成部)
どんぐり山散歩道の整備と子供たちの自然体験・ふれあい活動の推進事業
- * 花いっぱい事業 (生活環境部)
町内花壇・公民館前花壇の環境美化・整備を通して明るい地域づくりの推進事業
- * 日野山・村国山登山道整備と荒谷の滝の美化事業 (越前富士登山道整備委員会・生活)
過去に特別事業で取組んだ日野山、村国山登山道の維持・整備を行う
- * 地区交通安全事業 (安全防災部)
通学路での交通安全啓蒙の標語看板の製作・設置事業等
- * ささえあい推進事業とサポートセンターきたひの運営 (事務局・社会福祉部)
要支援高齢者で日常生活にて困ってる方を地域ぐるみで支え合い生活支援を行う
- * サロン推進事業 (事務局・社会福祉部)
町内における高齢者の集う場をもって健康増進・生きがいの場の推進活動

委員会、会議の内容と構成員

- * 越前富士登山道整備委員会(日野山登山道、荒谷の滝の遊歩道を維持整備する)
- * 地域福祉ネットワーク会議(福祉に関する研修、町内の高齢者困り事の情報収集)
地域支え合い推進員、民生委員児童委員、町内福祉推進員、区長など
- * 第2層協議体(地域の高齢者等の困りごとや課題について話し合う)
地域支え合い推進員、民生委員児童委員など福祉関係者の団体
- * つどい代表者会議(各つどいの活動内容や課題などについて話し合う)
地域支え合い推進員、町内つどい代表者

推進員の内容

- * 地区ささえあい推進員(地域で支え合い、助け合いを広める推進員)
- * 町内福祉推進員(町内の要支援者の情報収集と見守り活動)
- * 健康づくり推進員(健康ウォーク、健康まつりなど地域の健康づくりの活動)

第3号議案

令和8年度予算(案) 令和8年4月1日～令和9年3月31日

<予算案の主なポイントについて>

★3ヶ年計画 (R7年度～R9年度) に基づき予算計上

1)完了事業分は削減

- ・安全防災部/交通安全事業 (子供110番の家看板製作完了: 30万円→0)
- ・ふるさと文化部/史跡名称看板設置・絵馬めぐり冊子 (両事業完了: 30万円→0)

2)繰越金の90万円減少に対応する為、各事業額を調整 (R7決算額に対しての増減額)

- ・事務局/運営管理(▲9万円)、地域部/町内整備(▲50万円)、総務部/デジタル広報(+5万円)、社会福祉部/生活支援推進(+31万円) 敬老事業(▲7万円)、保健体育部/体育祭(▲10万円)、生活環境部/岩内山登山道整備(▲6万円) 越前富士登山道(▲6万円)、ふるさと文化部/文化祭(▲40万円)

★R8年度予備費は41万円 (▲5万円)

<収入の部>

科 目	A	B	C	C-B	摘 要
	R7当初予算額	R7決算額	R8予算額	増減	
一般収入	9,245,662	11,364,662	8,099,543	-3,265,119	
前年度繰越金	1,378,762	1,378,762	465,643	-913,119	令和7年度より
自治振興会会費	1,641,900	1,641,900	1,641,900	0	区長会より
地域自治振興事業交付金	6,225,000	8,344,000	5,992,000	-2,352,000	越前市より
基礎事業	2,312,000	4,541,000	2,253,000	-2,288,000	
事務局費 一般分	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0	
事務局費 特別分	250,000	250,000	247,000	-3,000	
一般防犯灯電気料補助金	134,000	134,000	29,000	-105,000	防犯灯LED電気代助成
狭隘道路除排雪事業助成金	270,000	2,499,000	319,000	-2,180,000	延長9130m*回数*35円(100円未満切り捨て)
社会教育講座事業分	158,000	158,000	158,000	0	
協働事業	2,803,000	2,803,000	2,739,000	-64,000	
特別事業	1,110,000	1,000,000	1,000,000	0	
特別事業交付金	1,110,000	1,000,000	1,000,000	0	R8(特別事業:岩内山100万)
その他の一般収入					
特定収入	2,848,500	3,102,453	2,480,579	-621,874	
行政収入金	1,436,000	1,459,048	1,470,000	10,952	越前市より
河川環境づくり補助金(県)	152,000	184,235	184,000	-235	1級河川堤防除草補助金
青少年健全育成助成金(県1/2市1/2)	60,000	60,000	60,000	0	
生活支援推進事業補助金	720,000	720,000	720,000	0	介護予防、生活支援活動等
日常生活支援	360,000	360,000	360,000	0	サポート北日野事業等
合宿通学事業委託料	100,000	88,813	100,000	11,187	
きたひの通信印刷補助	44,000	46,000	46,000	0	きたひの通信印刷補助
団体収入金	1,412,500	1,643,405	1,010,579	-632,826	
町内整備	540,000	386,370	240,000	-146,370	整備した町内より負担金(3割負担)
福祉ネットワーク事業	72,000	72,000	72,000	0	町内福祉推進員支援@3千円(R8のみ:市負担)
地域福祉活動協力金	440,000	437,000	440,000	3,000	各町内より町内福祉協力金@365円×戸
ふるさと北日野文化祭事業	100,000	276,310	0	-276,310	きたひのまつりバザー収益
コピー代(町内広報紙含む)	150,000	119,703	110,000	-9,703	
参加者収入金	30,000	28,360	30,000	1,640	合宿通学・社会教育講座参加費
囲碁ボールセット賃料	80,000	80,000	40,000	-40,000	囲碁B借料(R8～R11は4万円)
雑収入	0	239,800	75,579	-164,221	ふるさと踊り参加奨励金・原交流事業 防犯インフラ・地区間交流事業
預貯金利息	500	3,862	3,000	-862	
借入金	0	0	0	0	借入金
【収入合計】	12,094,162	14,467,115	10,580,122	-3,886,993	

<支出の部>

	A	B	C	C-B	(単位:円)
科目	R7当初予算額	R7決算額	R8予算額	増減	摘要
事務局	2,945,000	3,037,356	2,992,000	-45,356	
事務基本事業	1,695,000	1,786,451	1,742,000	-44,451	
事務局運営管理事業	750,000	890,571	800,000	-90,571	事務局運営費
市自治連合会事務事業	285,000	285,880	282,000	-3,880	越前市自治連合会負担金
設備・備品整備事業	50,000	0	50,000	24,632	事務備品等
役員等実費弁償事業	610,000	610,000	610,000	0	役員・部長
ふるさときたひの広報事業	750,000	729,341	750,000	20,659	広報きたひのつうしん(カーナビ増)
社会教育推進事業	500,000	521,564	500,000	-21,564	公民館講座講師謝礼・バス借上等
地域部	2,008,000	4,102,146	1,252,000	-2,850,146	
町内団体加入促進支援事業	50,000	56,000	50,000	-6,000	町内各団体会員増員1000円/人
地区・町内整備事業	1,500,000	1,292,080	800,000	-492,080	赤道・青道整備、花壇整備、獣害対策等
獣害対策支援事業	30,000	96,699	30,000	-66,699	区活動を支援
雷どけクリーン大作戦事業	24,000	20,017	24,000	3,983	土嚢袋・透明袋・ラベルシート他
自治基本事業	404,000	2,637,350	348,000	-2,289,350	
狹隘道路除排雪事業	270,000	2,503,550	319,000	-2,184,550	延長9130m*回数*35円(100円未満切り捨て)
防犯灯電気料補助金等	134,000	133,800	29,000	-104,800	町内管理防犯灯電気料助成(R9年から廃止)
総務部	530,000	628,977	600,000	51,023	
デジタル広報・公聴活動	450,000	546,381	600,000	53,619	HP、SNS、LINEでの広報推進、HPの管理
ふるさと北日野大集会	30,000	32,743	30,000	-2,743	
春風コンサート	50,000	49,853	50,000	147	
社会福祉部	1,592,000	1,479,316	1,725,000	245,684	
生活支援推進事業	900,000	765,220	1,080,000	314,780	生活支援推進72万円、訪問型住民サービス36万円(共に行政収入金)
つどいサロン開催支援事業	112,000	105,000	105,000	0	つどい15町内
見守り・友愛訪問事業	250,000	245,481	250,000	4,519	配食サービス、緊急シート
熱中症対策事業	80,000	80,000	80,000	0	エアコン設置助成
社会問題の講演研修	20,000	7,088	0	-7,088	社会問題に関する講演、研修会
敬老事業	200,000	270,420	200,000	-70,420	高齢者と子供連との交流等
食育・伝承料理継承事業	30,000	6,107	10,000	3,893	ふれあい健康祭り、文化祭時
青少年育成部	300,000	241,541	250,000	8,459	
合宿通学事業	200,000	116,434	120,000	3,566	小学4年生一泊研修
すこやか日野っ子応援事業	40,000	36,965	40,000	3,035	見守り、どんぐり山整備等
二十歳のサロン事業	60,000	88,142	90,000	1,858	二十歳のサロン地区成人式
保健体育部	700,000	733,597	640,000	-93,597	
地区体育祭・元気で笑顔	600,000	599,941	500,000	-99,941	地区体育祭
北日野健康21推進	100,000	133,656	140,000	6,344	三歳児虫歯のない子表彰、運動普及推進・健康ウォーク、日野登山事業等
生活環境部	2,110,000	1,983,308	1,860,000	-123,308	
岩内山登山道整備事業	1,500,000	1,357,978	1,300,000	-57,978	特別事業(岩内山登山道整備)
花のまちづくり事業	80,000	72,510	80,000	0	地区花壇植栽、町内花壇支援
日野川等堤防清掃事業	280,000	289,558	280,000	-9,558	日野川・浅水川 草刈り清掃
越前富士登山道整備事業	250,000	263,262	200,000	-63,262	日野山・村国山登山道等の整備
安全防災部	540,000	543,041	220,000	-323,041	
地域防犯・自主防災事業	120,000	111,177	120,000	8,823	自警消防隊操法大会・年末警戒
地区交通安全事業	370,000	394,370	50,000	-344,370	交通安全看板、交通安全用品、こども119番
総合防災訓練事業	50,000	37,494	50,000	12,506	地区防災訓練
ふるさと文化部	1,080,000	1,252,190	550,000	-702,190	
ふるさと北日野文化祭事業	800,000	949,030	550,000	-399,030	きたひのまつり
各町内史跡名勝看板設置	30,000	54,560	0	-54,560	史跡名勝看板へのQRシール貼り完了
北日野絵馬めぐり冊子	250,000	248,600	0	-248,600	北日野絵馬めぐり冊子事業終了
その他の支出	0	0	0	0	
予備費	289,162	465,643	411,122	-54,521	
【支出合計】	12,094,162	14,467,115	10,580,122	-3,886,993	
当期収支差額	0	0	0		

北日野地区自治振興会会則

(名称)

第1条 本会は、北日野地区自治振興会(以下「自治振興会」という)と称する。

2 本会の愛称として、「ふれあい北日野」と称することができる。

(目的)

第2条 本会は、北日野地区(以下「地区」という)住民が自ら地区の将来像を考え、協働と連携により福祉と生活環境の向上をめざして活動し、地域自治の発展と振興に寄与するとともに、地区民相互の親睦を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は北日野公民館内におく。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 北日野づくりの基本となる地域振興計画の策定
- (2) コミュニティを形成し推進するための広報および啓蒙活動
- (3) 社会福祉の充実と推進
- (4) 健康増進とスポーツの振興
- (5) 生活環境の改善と循環型社会の推進
- (6) 文化活動の推進および伝統文化の保存と継承
- (7) 青少年育成および青少年教育の推進
- (8) 地域の安全および防災に関する計画の策定と訓練
- (9) 住民の意思や要望を行政に反映させるための事業
- (10) 地域づくりのための社会教育講座事業
- (11) その他、目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 組織は、自治振興会組織表(別表1)のとおりとする。

2 本会の会員は地区住民、および本会の目的に賛同する地区内の事業所をもって構成する。

3 本会は、年齢や性別および社会的地位等の差別を排除し、会員誰もが自由に参加できるものとし、特に青少年層および女性層の積極的な参加の促進に努める。

4 本会は、思想信条に制約を受けることなく、合議制による民主的な組織運営を行うものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計責任者 | 1名 |
| (5) 参与 | 1名 |
| (6) 顧問 | 若干名 |
| (7) 監事 | 若干名 |

(役員を選出)

第7条 役員を選出方法はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 本会の会長は北日野地区区長会で選出された者をあてる。
- (2) 参与は公民館長をあてる。
- (3) その他の役員は、役員選考委員会が会員の中から選考し、理事会に報告し、総会において承認を得る。

2 前項の規定にかかわらず、任期途中における欠員補充のための役員を選任については、前項第3号の「総会」を「企画委員会」と読みかえるものとする。

この場合、役員選考委員会による選考手続きを省略することが出来る。

(役員選考委員会)

第8条 役員選考委員会の委員は、総会の前の理事会において、理事の中から 5 名選出し、互選でうち 1 名を選考委員長として構成する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は会の事務処理を統括する。
- (4) 会計責任者は会の会計を処理する。
- (5) 参加は、社会教育講座の指導監督を行うと共に、必要に応じて地区の事業計画・実施などの業務に関わる。
- (6) 顧問は本会の事業に対し必要に応じて助言をおこなう。
- (7) 監事は会計、資産の状況および予算の執行状況を監査し総会に報告する。

(任期)

第10条 役員の仕事は、承認された年度の総会から次期通常総会までの 1 年間とし、再任は妨げない。ただし、理事会の役員および企画委員会における区長、各種団体長等の任期は、それぞれ区長、各種団体長の在任期間と同じとする。

- 2 役員の中に欠員が生じたときには、補欠役員の補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残存期間とする。その場合の選任方法は、第7条2項による。

(相談役)

第11条 会長は、相談役に必要に応じて本会の運営・事業全般について助言を求めることが出来る。

- 2 会長は、相談役を地区学識経験者(歴代自治振興会会長、歴代公民館館長、地元選出議員等)から若干名委嘱するものとする。

(事務局)

第12条 本会は必要に応じ、事務局長を補佐するため、事務局次長を置くことができる。

- 2 本会の会務、会計等の事務を補佐するため、事務局職員を配置することができる。
- 3 事務局次長および事務局職員の選任については、役員会で協議のうえ会長が指名するものとする。

(代議員)

第13条 各町内および各事業所に代議員を置く。町内代議員の数は町内の構成人口を基準とした町内代議員選出基準表(別表2)の数とし、事業所を代表する代議員を若干名置くことができる。

- 2 代議員は、区長の推薦によるものとし、その任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 代議員は、各町内において町内会員のなかから、男女の比率が偏らないよう、また幅広い年齢層を考慮して選出する。なお、事業所の代表代議員は、事業所会員より選ぶ。
- 4 代議員は、各専門部会の部長、副部長または部員として事業の遂行にあたる。

(会議)

第14条 本会の会議は総会、役員会、理事会、企画委員会、専門部会とする。

(総会)

第15条 総会は、理事会役員、町内選出代議員、事業所代表代議員、区長、各種団体長及び各専門部の部員をもって構成する最高の議決機関であって、この会則に定める事項のほか、この会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

- 2 定期総会は、会長の招集により4月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要

求があったとき開催する。

4 総会は、委任状を含め構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は委任状を含めた過半数で議決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 総会は次の事項を決議する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 役員承認
- (3) 地域自治振興計画に関する事項
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) 事業計画及び予算に関する事項
- (6) その他重要事項

6 総会にあたり次の役を選任する。

- (1) 議長 1名
- (2) 書記 1名
- (3) 議事録署名人 2名

7 議長は出席者の中から会長が指名し選任する。

8 書記、議事録署名人は議長が出席者の中から選任する。

9 書記は総会の議事について、会議の議案、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長および議事録署名人2名の署名押印を得なければならない。なお、議事録は事務局が保管管理する。

10 会長が緊急を要すると認めた事項については、本条の規定にかかわらず役員会で協議のうえこれを専決することができる。但し、次の理事会に報告し、承認を得る。

11 会長は、やむを得ない理由により定期総会又は臨時総会を開催することができないと認めるときは、書面による決議を行うことができる。

12 会長は、前項の規定による書面決議を行うときは、あらかじめ書面決議の方法について、第17条に規定する理事会において審議し、承認を得な

ければならない。

(役員会)

第16条 役員会は、会長、副会長、事務局長および会計責任者をもって構成し、会長がこれを招集し、本会の重要事案について協議し理事会にこれを諮る。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員会には必要に応じて他の役員等の求めることができる。

(理事会)

第17条 理事会は、第15条に定める役員会の構成員、各専門部会長、区長会代表及び事務局をもって構成(以下「理事会役員」という)し、会長がこれを招集し、次の事項について立案、審議し、企画委員会に提案するほか、各専門部会とともに事業の円滑な遂行に努める。

- (1) 本会の事業遂行に必要な基本的事項
- (2) 地域振興計画の策定及び見直し
- (3) 総会に付議する事項
- (4) その他必要な事項

2 専門部員は、必要に応じ役員会および理事会に出席し意見を述べることができる。

3 会長は、やむを得ない理由により理事会を開催することができないと認めるときは、書面による審議を行うことができる。

4 前項の規定による書面による審議において、理事会の構成員の過半数の同意の意思表示があったときは、審議事項が承認されたものとみなす。

(企画委員会)

第18条 企画委員会は、理事会役員のほか区長、各種団体長、地区の関係機関の長をもって構成し、会長がこれを招集し、理事会から提出される議案

および各委員が発議する事案を審議し決定する。

(専門部会)

第19条 専門部会は、区長、代議員、地区内の各種団体の長又は団体推薦の選任委員および会員からなる部員をもって構成し、互選により部長1名、副部長若干名、会計1名、書記1名を選出する。ただし、選出に際してはなるべく男女の比率が同等となるよう、また幅広い年齢層にも考慮するものとし、かつ町内選出の代議員を1名以上加えるものとする。

2 専門部会は、次の8部とし、その主たる事業は次のとおりとする。

(1) 地域部

行政協力協定の実施

各町内会の要請に基づく、住民の快適生活に関する事業

(2) 総務部

各部の総括・市との連携事業・広報公聴事業および他の部会に属さない事業

(3) 社会福祉部

社会福祉の充実と推進に関する事業

(4) 青少年育成部

青少年育成および教育の推進に関する事業

(5) 保健体育部

健康増進、スポーツ振興に関する事業

(6) 生活環境部

生活環境改善、循環型社会の推進に関する事業

(7) ふるさと文化部

教育文化の推進に関する事業、地域歴史の保存および継承に関する事業

(8) 安全防災部

地域の安全、防災に関する事業

3 前項の規定にかかわらず、地区において特に重点的に取り組む事案がある場合には、理事で協議のうえ、特別委員会あるいは実行委員会等を組織し、必要な役職を設けることができる。

4 専門部会は部長が招集し、部員が協力して事業の企画立案、連絡調整、運営に関わりこれを遂行する。

5 区長は、行政協力協定の締結に関する事項を会長に一任する。

(会計)

第20条 本会の予算は会費、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の予算は、総会で決議された予算の範囲内においては、役員会の承認により使用目的の変更および流用をすることができる。

3 既定の予算に追加の必要が生じたときは、理事会の承認により補正予算を調整するものとする。

4 本会の会費は、町内ごとに別に定める会費を納入するものとする。

会費の納入は、毎年5月

末日までに終えるものとする。

5 会費の納入は、毎年5月末日までに終えるものとする。

6 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(情報等の公開・周知)

第21条 本会の会議等はすべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算・決算等についても地区住民に広く周知し理解を得るものとする。

2 会員はいつでも自治振興会の会計帳簿及び議事録または会議記録の閲覧を申請することができる。

- 3 前項の規定による閲覧申請があった場合には、会長は遅滞なくこれを許可し、関係者立会いのもと、閲覧させなければならない。
- 4 会長は、前項の規定による閲覧に際しては、個人の権利及び利益が侵害されることがないよう個人情報の保護に配慮するものとする。

- 附 則(平成 17 年 4 月改正会則)
この会則は平成 17 年 4 月 23 日より施行する。
- 附 則(平成 18 年 4 月改正会則)
この会則は平成 18 年 4 月 22 日より施行する。
- 附 則(平成 19 年 4 月改正会則)
この会則は平成 19 年 4 月 21 日より施行する。
- 附 則(平成 22 年 4 月改正会則)
この会則は平成 22 年 4 月 24 日より施行する。
- 附 則(平成 24 年 4 月改正会則)
この会則は平成 24 年 4 月 21 日より施行する。
- 附 則(平成 25 年 4 月改正会則)
この会則は平成 25 年 4 月 20 日より施行する。
- 附 則(平成 28 年 4 月改正会則)
この会則は平成 28 年 4 月 23 日より施行する。
- 附 則(令和 2 年 4 月改正会則)
この会則は令和 2 年 4 月 18 日より施行する。
- 附 則(令和 3 年 4 月改正会則)
この会則は令和 3 年 4 月 19 日より施行する。
- 附 則(令和 6 年 4 月改正会則)
この会則は令和 6 年 4 月 20 日より施行する。

町内代議員選出基準表 (別表 2)

各集落の構成人口数	選出代議員数	備 考	
200人以下	2名	大手・畑・西谷・荒谷 葛岡・岩内・問屋団地	14名
201人以上～400人以下	4名	矢船・向新保・小野谷・ 平林・庄田・大屋・住団	28名
401人以上	6名	矢放・帆山・西尾	18名
合 計			60名

(総会開催 4月1日の人口)

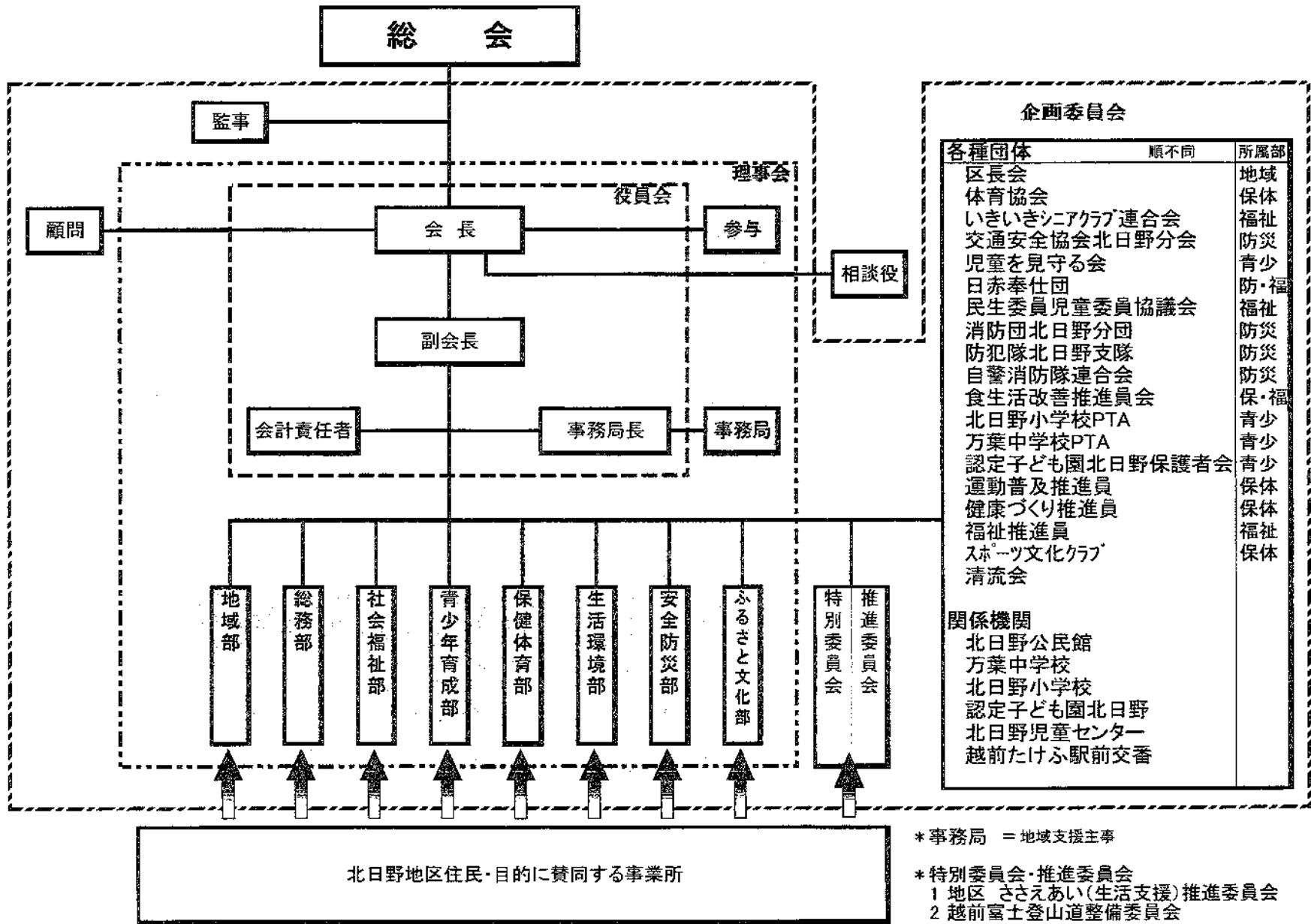
附 則

- 1 この会則は平成 16 年 4 月 25 日より施行する。

附 則(平成 16 年 4 月改正会則)

この会則は平成 16 年 4 月 17 日より施行する。

北日野地区自治振興会組織表 (別表1)



北日野地区自治振興会会則

(名称)

第1条 本会は、北日野地区自治振興会(以下「自治振興会」という)と称する。

2 本会の愛称として、「ふれあい北日野」と称することができる。

(目的)

第2条 本会は、北日野地区(以下「地区」という)住民が自ら地区の将来像を考え、協働と連携により福祉と生活環境の向上をめざして活動し、地域自治の発展と振興に寄与するとともに、地区民相互の親睦を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は北日野公民館内におく。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 北日野づくりの基本となる地域振興計画の策定
- (2) コミュニティを形成し推進するための広報および啓蒙活動
- (3) 社会福祉の充実と推進
- (4) 健康増進とスポーツの振興
- (5) 生活環境の改善と循環型社会の推進
- (6) 文化活動の推進および伝統文化の保存と継承
- (7) 青少年育成および青少年教育の推進
- (8) 地域の安全および防災に関する計画の策定と訓練
- (9) 住民の意思や要望を行政に反映させるための事業
- (10) 地域づくりのための社会教育講座事業
- (11) その他、目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 組織は、自治振興会組織表(別表1)のとおりとする。

2 本会の会員は地区住民、および本会の目的に賛同する地区内の事業所をもって構成する。

3 本会は、年齢や性別および社会的地位等の差別を排除し、会員誰もが自由に参加できるものとし、特に青少年層および女性層の積極的な参加の促進に努める。

4 本会は、思想信条に制約を受けることなく、合議制による民主的な組織運営を行うものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計責任者 | 1名 |
| (5) 参与 | 1名 |
| (6) 顧問 | 若干名 |
| (7) 監事 | 若干名 |

(役員を選出)

第7条 役員を選出方法はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 本会の会長は北日野地区区長会で選出された者をあてる。
- (2) 参与は公民館長をあてる。
- (3) その他の役員は、役員選考委員会が会員の中から選考し、理事会に報告し、総会において承認を得る。

2 前項の規定にかかわらず、任期途中における欠員補充のための役員を選任については、前項第3号の「総会」を「企画委員会」と読みかえるものとする。

この場合、役員選考委員会による選考手続きを省略することが出来る。

(役員選考委員会)

第8条 役員選考委員会の委員は、総会の前の理事会において、理事の中から 5 名選出し、互選でうち 1 名を選考委員長として構成する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は会の事務処理を統括する。
- (4) 会計責任者は会の会計を処理する。
- (5) 参与は、社会教育講座の指導監督を行うと共に、必要に応じて地区の事業計画・実施などの業務に関わる。
- (6) 顧問は本会の事業に対し必要に応じて助言をおこなう。
- (7) 監事は会計、資産の状況および予算の執行状況を監査し総会に報告する。

(任期)

第10条 役員の仕事は、承認された年度の総会から次期通常総会までの 1 年間とし、再任は妨げない。ただし、理事会の役員および企画委員会における区長、各種団体長等の任期は、それぞれ区長、各種団体長の在任期間と同じとする。

- 2 役員の中かに欠員が生じたときには、補欠役員の補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残存期間とする。その場合の選任方法は、第7条2項による。

(相談役)

第11条 会長は、相談役に必要に応じ本会の運営・事業全般について助言を求めることが出来る。

- 2 会長は、相談役を地区学識経験者(歴代自治振興会会長、歴代公民館館長、地元選出議員等)から若干名委嘱するものとする。

(事務局)

第12条 本会は必要に応じ、事務局長を補佐するため、事務局次長を置くことができる。

- 2 本会の会務、会計等の事務を補佐するため、事務局職員を配置することができる。
- 3 事務局次長および事務局職員の選任については、役員会で協議のうえ会長が指名するものとする。

(代議員)

第13条 各町内および各事業所に代議員を置く。町内代議員の数は町内の構成人口を基準とした町内代議員選出基準表(別表2)の数とし、事業所を代表する代議員を若干名置くことができる。

- 2 代議員は、区長の推薦によるものとし、その任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 代議員は、各町内において町内会員のなかから、男女の比率が偏らないよう、また幅広い年齢層を考慮して選出する。なお、事業所の代表代議員は、事業所会員より選ぶ。
- 4 代議員は、各専門部会の部長、副部長または部員として事業の遂行にあたる。

(会議)

第14条 本会の会議は総会、役員会、理事会、企画委員会、専門部会とする。

(総会)

第15条 総会は、理事会役員、町内選出代議員、事業所代表代議員、区長、各種団体長及び各専門部の部員をもって構成する最高の議決機関であって、この会則に定める事項のほか、この会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

- 2 定期総会は、会長の招集により4月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要

求があったとき開催する。

4 総会は、委任状を含め構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は委任状を含めた過半数で議決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 総会は次の事項を決議する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 役員の承認
- (3) 地域自治振興計画に関する事項
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) 事業計画及び予算に関する事項
- (6) その他重要事項

6 総会にあたり次の役を選任する。

- (1) 議長 1名
- (2) 書記 1名
- (3) 議事録署名人 2名

7 議長は出席者の中から会長が指名し選任する。

8 書記、議事録署名人は議長が出席者の中から選任する。

9 書記は総会の議事について、会議の議案、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長および議事録署名人2名の署名押印を得なければならない。なお、議事録は事務局が保管管理する。

10 会長が緊急を要すると認めた事項については、本条の規定にかかわらず役員会で協議のうえこれを専決することができる。但し、次の理事会に報告し、承認を得る。

11 会長は、やむを得ない理由により定期総会又は臨時総会を開催することができないと認めるときは、書面による決議を行うことができる。

12 会長は、前項の規定による書面決議を行うときは、あらかじめ書面決議の方法について、第17条に規定する理事会において審議し、承認を得な

ければならない。

(役員会)

第16条 役員会は、会長、副会長、事務局長および会計責任者をもって構成し、会長がこれを招集し、本会の重要事案について協議し理事会にこれを諮る。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員会には必要に応じて他の役員等の求めることができる。

(理事会)

第17条 理事会は、第15条に定める役員会の構成員、各専門部会長、区長会代表及び事務局をもって構成(以下「理事会役員」という)し、会長がこれを招集し、次の事項について立案、審議し、企画委員会に提案するほか、各専門部会とともに事業の円滑な遂行に努める。

- (1) 本会の事業遂行に必要な基本的事項
- (2) 地域振興計画の策定及び見直し
- (3) 総会に付議する事項
- (4) その他必要な事項

2 専門部員は、必要に応じ役員会および理事会に出席し意見を述べることができる。

3 会長は、やむを得ない理由により理事会を開催することができないと認めるときは、書面による審議を行うことができる。

4 前項の規定による書面による審議において、理事会の構成員の過半数の同意の意思表示があったときは、審議事項が承認されたものとみなす。

(企画委員会)

第18条 企画委員会は、理事会役員のほか区長、各種団体長、地区の関係機関の長をもって構成し、会長がこれを招集し、理事会から提出される議案

および各委員が発議する事案を審議し決定する。

(専門部会)

第19条 専門部会は、区長、代議員、地区内の各種団体の長又は団体推薦の選任委員および会員からなる部員をもって構成し、互選により部長1名、副部長若干名、会計1名、書記1名を選出する。ただし、選出に際してはなるべく男女の比率が同等となるよう、また幅広い年齢層にも考慮するものとし、かつ町内選出の代議員を1名以上加えるものとする。

2 専門部会は、次の8部とし、その主たる事業は次のとおりとする。

(1) 地域部

行政協力協定の実施

各町内会の要請に基づく、住民の快適生活に関する事業

(2) 総務部

各部の総括・市との連携事業・広報公聴事業および他の部会に属さない事業

(3) 社会福祉部

社会福祉の充実と推進に関する事業

(4) 青少年育成部

青少年育成および教育の推進に関する事業

(5) 保健体育部

健康増進、スポーツ振興に関する事業

(6) 生活環境部

生活環境改善、循環型社会の推進に関する事業

(7) ふるさと文化部

教育文化の推進に関する事業、地域歴史の保存および継承に関する事業

(8) 安全防災部

地域の安全、防災に関する事業

- 3 前項の規定にかかわらず、地区において特に重点的に取り組む事案がある場合には、理事で協議のうえ、特別委員会あるいは実行委員会等を組織し、必要な役職を設けることができる。
- 4 専門部会は部長が招集し、部員が協力して事業の企画立案、連絡調整、運営に関わりこれを遂行する。
- 5 区長は、行政協力協定の締結に関する事項を会長に一任する。

(会計)

第20条 本会の予算は会費、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 本会の予算は、総会で決議された予算の範囲内においては、役員会の承認により使用目的の変更および流用をすることができる。
- 3 既定の予算に追加の必要が生じたときは、理事会の承認により補正予算を調整するものとする。
- 4 本会の会費は、町内ごとに別に定める会費を納入するものとする。
会費の納入は、毎年5月
末日までに終えるものとする。
- 5 会費の納入は、毎年5月末日までに終えるものとする。
- 6 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(情報等の公開・周知)

第21条 本会の会議等はすべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算・決算等についても地区住民に広く周知し理解を得るものとする。

- 2 会員はいつでも自治振興会の会計帳簿及び議事録または会議記録の閲覧を申請することができる。

- 3 前項の規定による閲覧申請があった場合には、会長は遅滞なくこれを許可し、関係者立会いのもと、閲覧させなければならない。
- 4 会長は、前項の規定による閲覧に際しては、個人の権利及び利益が侵害されることがないよう個人情報の保護に配慮するものとする。

町内代議員選出基準表（別表 2）

各集落の構成人口数	選出代議員数	備 考	
200人以下	2名	大手・畑・西谷・荒谷 葛岡・岩内・間屋団地	14名
201人以上～400人以下	4名	矢船・向新保・小野谷・平林・庄田・大屋・住団	28名
401人以上	6名	矢放・帆山・西尾	18名
合 計			60名

（総会開催 4月1日の人口）

附 則

- 1 この会則は平成 16 年 4 月 25 日より施行する。

附 則(平成 16 年 4 月改正会則)

この会則は平成16年4月17日より施行する。

附 則(平成 17 年 4 月改正会則)

この会則は平成 17 年4月23日より施行する。

附 則(平成 18 年 4 月改正会則)

この会則は平成 18 年4月 22 日より施行する。

附 則(平成 19 年 4 月改正会則)

この会則は平成 19 年4月 21 日より施行する。

附 則(平成 22 年 4 月改正会則)

この会則は平成 22 年4月 24 日より施行する。

附 則(平成 24 年 4 月改正会則)

この会則は平成 24 年4月 21 日より施行する。

附 則(平成 25 年 4 月改正会則)

この会則は平成 25 年4月 20 日より施行する。

附 則(平成 28 年 4 月改正会則)

この会則は平成 28 年4月 23 日より施行する。

附 則(令和 2 年 4 月改正会則)

この会則は令和 2 年4月18日より施行する。

附 則(令和 3 年 4 月改正会則)

この会則は令和 3 年4月 19 日より施行する。

附 則(令和 6 年 4 月改正会則)

この会則は令和 6 年 4 月 20 日により施行する。

北日野地区自治振興会組織表 (別表1)

